規約

日本包装コンサルタント協会規約 入会規定 会費規則 休会規定 弔慰規定



日本包装コンサルタント協会 (JPCA)

2017年4月13日

# 日本包装コンサルタント協会規約

# 第1章 名称および事務所

## (名 称)

第1条 本会は、日本包装コンサルタント協会(Japan Packaging Consultant Association)と称する。

# (事務所)

- 第2条 本会は、事務所を東京都内の(社)日本包装技術協会内に置く。
  - 2 本会は、必要な地に支部及び連絡事務所を置くことができる。

# 第2章 目的および事業

### (目 的)

第3条 本会は、包装及び物流技術等の向上改善指導を通じて生産、流通および消費の合理化を 図り、もってわが国産業の発展に寄与することを目的とする。

# (事 業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) 包装・物流に関するコンサルティングの受託・斡旋
  - (2) 包装・物流に関する調査研究および情報収集
  - (3) 内外関係機関との連絡提携
  - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

#### (入会規定)

- 第5条 日本包装コンサルタント協会への入会資格は下記の通りとする。
  - (1) 包装・物流に関係する国家資格の取得者または包装専士、包装管理士、物流管理士の有資格者およびこれらに準ずる能力を有すると認めた者で、コンサルタントを業とする者。

提

- (2) 前項(1) に基づき、包装および物流に関するエンジニアリングを業とする者。
- (3) 包装・物流に関連ある業務に従事する企業。

#### (入会手続)

第6条 正会員として本会に入会しようとするときは、会員の1名の紹介をそえた入会申込書を 出するものとする。

#### (会員の種類)

- 第7条 会員は、入会規定に基づき次の5種とする。
  - (1) 正会員(個人または法人会員)

- (2)終身会員(個人)
- (3) 名誉会員(称号・個人)
- (4) 賛助会員
- (5) 特別会員
- 2 終身会員(個人)

80 歳に達したときに本人からの申し出により、会費を免除された場合は、会費支払いの正会員から、終身会員として、研究会、懇親会などの会の行事の案内は受けられ、会の案内従い参加できる。ただし、業務の斡旋は受けられない。

# 3 名誉会員の称号(個人)

- (1) 名誉会員は、本会の運営に功績あった人に対し、理事会の推薦により会長が称号を贈る。
- (2) 当会に、入会後、国及び海外からの表彰、学会表彰、業界表彰、**博士号を授与された**会員など 貢献度が大の会員に与える。
- (3) 名誉会員は、退会で会員の資格を失った場合は、称号はなくなる。それ以外は、会員(正会員及び終身会員)である限りは、終身とする。本人及び当会が必要に応じ、対外的に名刺、執筆などに名誉会員の旨を記載使用できる。(但し、対外的な会員名簿には、名誉会員の数が多くなるので記載しない。この記載は、内規として別に記す。)
- 4 賛助会員

賛助会員は、本会の目的達成を援助するものの中から理事会がこれを推薦するものとする。

5 特別会員

特別会員は、学識経験者の中から理事会がこれを推薦するものとする。

### (会 費)

第8条 会員が納入する会費等は、以下の通りとする。

(1) 正会員の入会金および会費は、次の通りとする。

入会金5,000円年会費12,000円

- (2) 法人会員入会金15,000円年会費(一口につき)30,000円
- (3) 新たに入会する正会員の登録は、入会金および当該年度の会費を納めた後にこれを行うものとする。
- (4) 正会員の会費は、毎年度の開始後30日以内に納めるものとする。
- 2 年度初めに満80歳に達しており、本人から申し出があった場合は、会費を免除する。
- 3 特別会員、顧問および名誉会員の入会金および会費は、これを要しない。但し、コンサルタントを業 として活躍しており支払いの意思がある場合は、会費を納入できる。
- 4 賛助会員は、賛助会費として年額(1口につき)50,000円を納めるものとする。 ただし、入会金はこれを要しない。
- 5 既納の入会金および会費は、これを返還しない。

### (登 録)

第9条 会員は、第8条の手続および理事会の承認を経て会員名簿に登録されたときに本会の会員となる。

# (資格の喪失)

- 第10条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。
  - (1) 死亡または解散
  - (2) 除 名
  - (3) 脱退

# (除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議によりこれを除名することができる。
  - (1) 本会の名誉を汚し、または信用を失う行為をしたとき
  - (2) 本規約または総会の決議に反する行為をしたとき

# (権利の喪失)

第12条 会員は、その資格の喪失により会員としての権利を失う。

# (休会規定)

- 第13条 通常会員は病気療養等の事由によりコンサルタント業務並びに当協会会員としての活動が出来ない場合は、書類による届出により二年間を限度に休会することができる。
  - 2 休会会員は休会期間中、総会における表決権を失うものとする。
  - 3 休会会員は休会期間中、会費は免除するが会員名簿から氏名等を削除し会務の諸連絡は 行わない。
  - 4 二年を経過しても会員に復活する旨の意思表示がない場合は、自動的に会員資格を失うものとする。

## (弔慰規定)

第14条 会員(正会員、終身会員)死亡の際は、生花等1基を供える。

## 第4章 役 員

#### (役員の種類および定員)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監事 2名以内

2 前項の役員の中から常務理事若干名を置くことができる。

# (役員の選任および職務)

- 第16条 会長および副会長は総会において選任する。
  - 2 会長は、本会を代表し会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により その職務を代理する。
- 第17条 理事および監事は、総会において会員の中より選任する。
  - 2 理事は、理事会を通じて本会の運営に参画する。
  - 3 監事は、本会の業務および資産の状況を監査する。
- 第18条 常務理事は、会長が理事会の同意を得て理事の中より委嘱する。
  - 2 常務理事は、会長の命を受けて日常の会務を処理する。

## (役員の任期)

- 第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。
  - 2 役員の任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 第20条 役員が任期中に退任するときは、当該役員からの書面による届出により、前条第一項 本文の規定にかかわらず、その任期が満了したものとみなす。
  - 2 前項の場合、当該役員の後任者は理事会において推薦し、第13条第1項または第14条 第1項の規定にかかわらず、その会長および副会長、理事または監事に選任されたものと みなし、かつその任期は前項の規定により任期が満了したとみなされた役員の残任期間と する。

#### (顧問)

- 第21条 本会に顧問を置くことができる。
  - 2 顧問は、理事会の決議により会長が委嘱し、任期は2年とする。
  - 3 顧問は、本会の重要事項に関し諮問に応ずる。
  - 4 会長は、公益社団法人 日本包装技術協会専務理事が新任される都度、顧問就任を書面で依頼する。報酬の支払はない。

## 第5章 会 議

#### (会議の種類および招集)

- 第22条 会議は、総会および理事会とする。
  - 2 会議は、会長が招集する。
  - 3 総会の招集は、会議の目的である事項、日時および場所を示した書面をもって開催の10 日前までに会員に通知しなければならない。

#### (総 会)

- 第23条 通常総会は、毎年5月に開催する。
  - 2 臨時総会は、次の場合に開催する。
    - (1) 会長が必要と認めたとき
    - (2) 理事会の決議があったとき
    - (3) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を示して請求があったとき

# (総会の付議事項)

- 第24条 通常総会には、次の事項を付議するものとする。
  - (1) 事業報告および収支決算
  - (2) 事業計画および収支予算
  - (3) 重要な財産の処分
  - (4) 規約の変更
  - (5) 会長, 副会長, 理事および監事の選任または解任
  - (6) 解散および残余財産の処分
  - (7) その他重要な事項

# (総会の議長)

第25条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

# (総会の定足数)

第26条 総会は、会員総数の過半数の出席により成立し、議事は出席会員の過半数で決する。 この場合、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の変更及び解散 の議事については、出席会員の3分の2以上の同意がなければ成立しない。

## (表決権)

- 第27条 総会で行使できる会員の表決権は、平等とする。
  - 2 会員は、表決権の行使を会員である代理人に委任し、または書面で行なうことができる。 ただし、委任は書面でしなければならない。
  - 3 前項の規定により表決権を行使する会員は、前条に規定する出席会員とみなす。

#### (総会の議事録)

- 第28条 総会の議事録には、次に掲げる事項を記載し議長、監事および指名された会員2名以上がこれに記名押印し、保存するものとする。
  - (1) 開催の日時および場所
  - (2) 会員の総数および出席会員数
  - (3) 議事の項目
  - (4) 議事の経過およびその結果

## (理事会の構成および議長)

- 第29条 理事会は、会長、副会長、理事および常務理事をもって構成する。
  - 2 理事会は、会長が必要と認めたとき開催し、会長が議長となる。

# (理事会の付議事項)

- 第30条 理事会には、次の事項を付議するものとする。
  - (1) 規則の制定
  - (2) 通常会員の入会諾否
  - (3) 顧問の委嘱
  - (4) 特別会員、名誉会員、賛助会員の推薦
  - (5) 支部の設置
  - (6) 総会付議事項の審議
  - (7) 必要に応じた委員会の設置
  - (8) その他重要な会務の執行に関すること

# (理事会の定足数および議決)

- 第31条 理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席構成員の過半数で決する。 可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 2 理事会の構成員が理事会に出席できないときは、あらかじめ届け出た者を代理人とする ことができる。

## 第6章 資産および会計

#### (資産)

第32条 本会の資産は、入会金、会費、事業から生ずる収入およびその他からなるものとする。

#### (事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

#### (剰余金の処分)

第34条 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

## (解散および残余財産の処分)

第35条 本会の解散および残余財産の処分は、総会の決議を経て(社)日本包装技術協会の許可を 受けなければならない。

#### (決 算)

第36条 本会の決算は、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

## 改正記録

昭和58年11月1日 制定

平成 元年8月 1日 改正

平成 2年3月27日 改正

平成 4年5月22日 改正

平成 9年5月20日 改正 第19条シニア会員の削除、会費規則第3条の削除

平成14年4月26日 改正 休会規定の新設

平成21年4月20日 改正 第10条一部削除、第19条名誉会員の新設、

第20条~第25条1条ずつ繰下げ、第28条一部追加、

会費規則第2条一部改正、弔慰規定の新設

平成24年4月19日 改正 会費規則第2条の会費免状の新設、第3条以下1条ずつ繰り下げ

# 「会費規則」

第3条特別会員、顧問および名誉会員の入会金および会費は、これを要しない。

## [入会規定]

日本包装コンサルタント協会への入会資格は下記の通りとする。

- (1)包装・物流に関係する国家資格の取得者または包装専士、包装管理士、物流管理士の有資格者およびこれらに準ずる能力を有すると認めた者で、コンサルタントを業とする者。
- (2)前項(1)に基づき、包装および物流に関するエンジニアリングを業とする者。
- (3) 包装・物流に関連ある業務に従事する企業。

# [休会規定]

- 第 1 条 通常会員は病気療養等の事由によりコンサルタント業務並びに当協会会員としての活動が出来ない場合は、書類による届出により二年間を限度に休会することができる。
- 第 2 条 休会会員は休会期間中、総会における表決権を失うものとする。
- 第3条 休会会員は休会期間中、会費は免除するが会員名簿から氏名等を削除し会務の諸連絡は行わない。
- 第 4 条 二年を経過しても会員に復活する旨の意思表示がない場合は、自動的に会員資格を失うものとする。

#### [弔慰規定]

第 1 条 会員死亡の際は、生花等1基を供える。

平成29年4月13日 改正

#### (入会規定)

- 第5条 日本包装コンサルタント協会への入会資格は下記の通りとする。
  - (1) 包装・物流に関係する国家資格の取得者または包装専士、包装管理士、物流管理士の有資格者およびこれらに準ずる能力を有すると認めた者で、コンサルタントを業とする者。
  - (2) 前項(1) に基づき、包装および物流に関するエンジニアリングを業とする者。
  - (3) 包装・物流に関連ある業務に従事する企業。

## (入会手続)

第6条 正会員として本会に入会しようとするときは、会員の1名の紹介をそえた入会申込書を提出するものとする。

## (会員の種類)

- 第7条 会員は、入会規定に基づき次の5種とする。
  - (1) 正会員(個人または法人会員)
  - (2)終身会員(個人)
  - (3) 名誉会員(称号·個人)
  - (4) 賛助会員
  - (5) 特別会員
  - 2 終身会員(個人)

80 歳に達したときに本人からの申し出により、会費を免除された場合は、会費支払いの正会員から、終身会員として、研究会、懇親会などの会の行事の案内は受けられ、会の案内従い参加できる。ただし、業務の斡旋は受けられない。

### 3 名誉会員の称号(個人)

- (1) 名誉会員は、本会の運営に功績あった人に対し、理事会の推薦により会長が称号を贈る。
- (2) 当会に、入会後、国及び海外からの表彰、学会表彰、業界表彰、**博士号を授与された**会員など 貢献度が大の会員に与える。
- (3) 名誉会員は、退会で会員の資格を失った場合は、称号はなくなる。それ以外は、会員(正会員及び終身会員)である限りは、終身とする。本人及び当会が必要に応じ、対外的に名刺、執筆などに名誉会員の旨を記載使用できる。(但し、対外的な会員名簿には、名誉会員の数が多くなるので記載しない。この記載は、内規として別に記す。)
- 4 賛助会員

賛助会員は、本会の目的達成を援助するものの中から理事会がこれを推薦するものとする。

5 特別会員

特別会員は、学識経験者の中から理事会がこれを推薦するものとする。

#### (会 費)

- 第8条 会員が納入する会費等は、以下の通りとする。
  - (1) 正会員の入会金および会費は、次の通りとする。
  - (3) 新たに入会する正会員の登録は、入会金および当該年度の会費を納めた後にこれを

#### 行うものとする

- (4) 正会員の会費は、毎年度の開始後30日以内に納めるものとする。
- 3 特別会員、顧問および名誉会員の入会金および会費は、これを要しない。但し、コンサルタントを業 として活躍しており支払いの意思がある場合は、会費を納入できる。

#### (弔慰規定)

第14条 会員(正会員、終身会員)死亡の際は、生花等1基を供える。

#### (顧問)

- 第21条 本会に顧問を置くことができる。
  - 2 顧問は、理事会の決議により会長が委嘱し、任期は2年とする。
  - 3 顧問は、本会の重要事項に関し諮問に応ずる。

4 会長は、公益社団法人 日本包装技術協会専務理事が新任される都度、顧問就任を書面で依頼する。報酬の支払はない。

以上が平成29年4月13日 改正事項

以上